

# 介護報酬地域区分の見直しに関する要望書

国会議員 各位

日頃より、国政及び地域福祉の向上にご尽力いただき、心より敬意を表します。

令和 9 年度から予定されている介護報酬の地域区分見直しにより、鎌倉市は現行の 3 級地 (15%) から、同じ 3 級地でありながら支給割合が 12%へ引き下げられる方向が示されています。

介護報酬の地域区分は、地域における人件費の地域差を介護報酬に反映する仕組みであり、原則として公務員の地域手当に準拠して設定されています。通所介護では、現在の 3 級地における 1 単位 10.68 円に対し、仮に 12%地域と同水準の 1 単位 10.54 円となった場合、1 単位当たりの単価は約 1.3%低下します。例えば、年間 600 万単位を請求する通所介護事業所では年間約 84 万円、年間 800 万単位では約 112 万円、年間 1,000 万単位では約 140 万円の減収に相当する試算となります。

人件費、食材費、光熱費をはじめとするあらゆるコストが高騰する中、市内を中心に運営する中小規模の在宅介護サービス事業所にとって、この継続的な減収は決して小さなものではありません。

また、令和 8 年度の神奈川県最低賃金については、現行の時給 1,225 円から 1,279 円へ 54 円 (4.40%) 引き上げることが適当であるとの答申がなされ、令和 8 年 10 月 1 日からの適用が予定されています。人件費の占める割合が大きい介護事業において、最低賃金の引上げは最低賃金近傍の職員に限らず、事業所内の賃金水準全体の見直しにもつながり得るため、今後さらなる人件費負担の増加が見込まれます。

さらに鎌倉市では、令和 8 年 10 月 1 日から下水道使用料の値上げが予定されています。入浴介助や排せつ介助、食事提供、洗濯、衛生管理など、日々のサービス提供において多くの水を使用する介護事業所にとって、上下水道料金の負担増は避けることのできない運営コストの上昇となります。

こうした地域特有のコスト増が重なる中、国において介護人材の処遇改善が進められる一方で、地域区分の引下げにより介護報酬が実質的に減少すれば、その効果が十分に発揮されず、事業者の経営努力のみでこれらの負担を吸収することは一層困難となります。その結果、安定的な事業運営や介護サービス提供体制にも影響を及ぼすことが懸念されます。

また、今回の見直しでは、これまで鎌倉市より低い 4 級地に区分されていた藤沢市が 2 級地 (16%) となる方向が示され、鎌倉市との地域区分が逆転することとなります。

介護報酬の地域区分が公務員の地域手当に原則準拠して見直された結果、これまで鎌倉市より低い地域区分であった藤沢市との区分が逆転し、さらに鎌倉市は 2 級地となる横浜市及び藤沢市に隣接し、生活圈・就業圏を共有する同一の人材市場にありながら、鎌倉市は 12%となる方向が示されています。この地域区分が、介護人材市場の実態や近隣自治体との人材確保競争を適切に反映したものとなっているのか、改めて検証していただく必要があると考えております。

地域区分による報酬差が処遇や採用条件に影響することとなれば、近隣自治体との人材確保競争が一層厳しくなり、市内事業所の人材確保がさらに困難となることが危惧されます。事業所の経営基盤が弱体化し、人材確保が困難となれば、その影響は事業者だけにとどまらず、鎌倉市民が必要な介護施設・在宅介護サービスを継続して利用できる環境そのものに及ぶ可能性があります。

さらに、今回の地域区分の検討においては、従来の「10年ごとに見直す」とする取扱いが見直され、必要に応じて検討を行う方向が示されています。地域の実情や制度施行後の影響を踏まえ、柔軟な再検証及び見直しを求めていくことには大きな意義があるものと考えております。

私ども特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構は、市、市民、介護事業者等が連携し、地域における介護サービスの質の向上と円滑な運営を目指して活動しております。本要望は、特定の事業者の利益のみを目的とするものではなく、鎌倉市の介護施設・在宅介護サービスを将来にわたり安定して維持し、市民が必要な介護サービスを受け続けられる環境を守ることを目的とするものです。

つきましては、鎌倉市の地域特性及び市内介護施設・在宅介護サービス事業所への影響をご理解いただき、下記の事項について、厚生労働省及び関係機関への働きかけを賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 令和9年度からの介護報酬地域区分について、鎌倉市と藤沢市との区分の逆転、横浜市・藤沢市と一体となった生活圈・就業圏及び介護人材市場の実態を踏まえ、鎌倉市の地域区分を2級地へ見直すことについて、厚生労働省及び関係機関へ働きかけていただきたいこと。
2. 公務員の地域手当に原則準拠した地域区分の設定が、介護人材市場及び近隣自治体との人材確保競争の実態を適切に反映しているか、鎌倉市の状況を踏まえて再検証していただきたいこと。
3. 今後の地域区分の検討に当たっては、行政区域単位の指標のみならず、近隣自治体との人材市場、生活圈・就業圏及び介護サービス提供体制への影響についても十分に考慮するよう求めていること。

以上

令和8年8月吉日

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構  
理事長 佐藤 秀之